(2)保育サービスの形態と保育者

1.東西統一

ドイツの現在の保育事情をみる際に考慮しておかなければならないことは、1990年10月の東西ドイツ統一である。第2次世界大戦後、東西に分割されたドイツは、約40年の間に、保育の面においても大きく異なる制度を育ててきた。

東側の旧ドイツ民主共和国(DDR)においては、中央集権的に組織された政治体制のもとで、労働力の不足もあって女性の就業は明白に政治的な目標となり、同時に全日保育施設の整備が進んだ。国家主導の教育計画のもとで家族と子どもは単一の価値システムで教育されたのである。ちなみに保育所(Krippe、kinderkrippe)も教育システムに組み入れられており、乳幼児期からの社会主義の思想教育が計画された。保育の方法も社会主義教育の基盤から考えられており、そのためには幼い子どもたちが一ヶ所に集まっていることが都合がよく、そのことも保育所の発達を促したといわれる。

DDRの幼稚園(Kindergarten)は「社会主義的人格の涵養」ということが明確に法律で規定され、費用も国庫から支出された。幼稚園入園の権利は法律的に保障され、3才から就学の始期にいたるまでの子どもへはほぼ同質な全日保育の場が提供されており、入園希望が叶えられないことはほとんどなかったとされる。

旧東ドイツに関しては、統計資料が少ない上に、その数字が必ずしも正確ではない場合のことも考慮しておく必要がある。ほぼ100%就園といわれる幼稚園であるが、そこでの保育の質に関する情報はほとんどなかった。統一後、少しずつその内容が明らかになってきている状態である。

小宮山潔子(国士舘大学)

しかしながら、両親がほとんど保育施設の 心配をすることなく就業できるシステムが 存在していたのであり、女性の働く権利の保 証、自己実現の機会の提供という立場から は、旧東ドイツの体制を回顧する際に肯定的 側面として語られることが多い。

一方の西側の旧ドイツ連邦共和国(BRD)においては、かつて国家社会主義(ナチズム)の時代に、中央集権的、画一的な指導を体験したことを強く反省し、戦後はそれを意識して連邦各州の権限を強化することを通して、権力の非集中化につとめてきた。連邦制という国家システムのもとで各州にかなりの権限を持たせている背景には、権力の集中を排除しようという思想がある。

旧西ドイツにおいて、家族支援計画が組織 化されるに際しては、国家や自治体は個人や 団体に対する助成的機能を主に果たすべき とする、助成説の原理が用いられた。保育施 設についても、公立のものは、自由で公益性 を持つ私立の担い手による適切な提供物が ない時にはじめて出番がくるという立場を とる。

旧西ドイツでは1952年に青少年福祉法(JWG)を成立させたが、これは1922年制定の帝国青少年福祉法(RJWG)からの流れを汲んでおり、福祉における自由な私立の担い手に、公立よりも優先権を与えるという考え方を持続させている。この原理は、1990年の児童青少年福祉法(KJHG)において再確認され、定着している。

旧西ドイツの保育施設は長い間、社会的に 苦境にある家族のための救済施設という見 方が強く、その拡充強化にはためらいが付随 していたといわれる。

この考え方に変化が生ずるのは1970年

代に入ってからである。70年代の旧西ドイツでは「教育の危機」が叫ばれ、広範囲に及ぶ教育政策上の討議が活発になされたが、そこには就学前教育も含まれており、幼稚園の在り方も深く検討された。その際、1973年の構造計画(Strukturplan)において幼稚園は正式に教育システムの中の初等領域と規定されたのだが、しかし、公的な学校システムの一部となったわけではない。実際、連邦各州において幼稚園は福祉関係各省の管轄下にある。

70年代の教育再考の流れの中で幼稚園定員は明らかに広がりをみせる。1965年には3~6才という該当年齢児の33%でしかなかった幼稚園定員は、70年代の終わりには79%となった。80年代の停滞期を経て90年代初頭に再び上昇に転ずるのであるが、それには、需要の増加と、幼稚園入園を法律上の請求権として認めるという政治的圧力の二つの原因が考えられる。

その一方で、旧西ドイツにおける保育所と 学童保育所(Hort, Kinderhort)の不足は明 らかである。保育所の拡充は育児休暇の普及 と連動してその最適な形が論ぜられるべい る。幼稚園が社会的に広く認知される一方 で、保育所ならびに学童保育所は救済事業と いった見方が相変わらず残っていたともい われる。90年代に入り、東西統一によりもた らされた旧東ドイツの保育所普及状況から の刺激、両親からの設置要求、保育園が子ど もの発達上もよい意味を持つ施設であると いう専門家たちの意見などの影響のもとに、 施設増に向かいつつあるところである。

2. 社会的背景

ドイツの連邦システムを規定する根本は 基本法である。ドイツが東西に分割され、ボンが暫定首都と定められた際に、将来統一し た時のためにまだ憲法は定めず、憲法と同等であるが基本法というものを定めた。それは30数年を経て定着し、統一後、首都のベルリンへの移転が確定したのちも変更されていない。この基本法の精神のもとに、保育に関しても連邦は法律だけを決める。つまり、枠組みは連邦が作るが、各州はそれに基づく州法を作って、それを独自に運用していく。各州の固有の文化、伝統、歴史、生活等を鑑みて独自の運用がなされていく。

歴史的にふりかえると、ドイツにおける保育施設は19世紀半ばの教会や各種の自由な私的団体による育児施設にその源を持つ。これらが発展してきたものが現代の保育施設であり、伝統的に多くが私立である。おおまかに言って、幼稚園の約70%が私立、30%が自治体の運営による公立である。

保育における基本法とでもいうべきものが、連邦制定の児童青少年援助法(Kinder-und Jugendhilfegesetz,KJHG)であり、16の州はその管轄下にあるといえる。それは、各州は児童青少年援助法の執行に関して責任を負うということである。

幼稚園に関していえば、1996年1月1日以降、3歳になったすべての子どもは幼稚園入園について法律上の請求権を持つこととなった。つまり、幼稚園入園は権利であり、各自治体はその需要を満たす定員を用意する義務を負う。前述したように、幼稚園はドイツにおいては福祉施設である。

旧西ドイツ地域の母親の労働市場への参加は、旧東ドイツ地域よりも少なく、子どもの施設保育も少ない。幼稚園も半日保育が主流である。保育に関する責任は最終的には親にあるとはいえ、それを強調する姿勢は伝統的に根強いといわざるをえない。しかし、KJHGは両親の責任を明確にしつつ、需要に即応した保育施設を提供していくべきであるとの立場に立っている。このような立場の決定

に関しては、各州の担当大臣は必要に応じて 連邦大臣会議に出席して重要事項を審議す るシステムである。

1986年に旧西ドイツでは育児休暇法と育 児手当法が施行された。当初は12ヵ月であっ た育児休暇は統一後の1992年に3年間に延長 された。所得と関わりのある育児手当は子ど もが2歳になるまで支払われる。ドイツにお いてはまた、すべての子どもが成人するまで 保護者に対して児童手当が支払われている。 そこには、子どもを育てる人が子どものいな い人よりも経済的に負担を負うことがあれ ばそれは緩和されなければならないという 考え方があるといわれ、また、子育てという 仕事への国からの感謝のしるしだともいわ れる。これらの手当は国庫から支給されてい る。いくつかの州(バーデン=ヴュルテン ベ ルク、バイエルン、ベルリン、テューリンゲ ン、ラインラント=プファルツ、ザクセン)で は、連邦の育児手当と並んで、州の家族手当 や育児手当を設けている。

3.保育施設

ドイツの保育所と幼稚園は年齢別であり、初めから幼保一元化がなされている。この二者に学童保育所を加えた三施設が保育施設の主たるものであるが、いずれも所管は、家族、高齢者、女性、青少年、社会、福祉などを扱う省であり、福祉の領域に含まれる。例外はバイエルン州であり、1973年の州法により幼稚園は教育の領域に組み入れられている。ゆえに、連邦の児童青少年福祉法の幼稚園入園請求権の規定はバイエルン州では適用されない。

連邦で保育施設を管轄するのは、連邦家族・高齢者・女性・青少年省である。本部はボンにあるが、2000年をめどにいずれベルリンに移る。

保育所、幼稚園、学童保育所以外にもいく

つかの保育施設がある。特に70年代には広範 囲の教育論議が起こる中で、連邦や州がイニ シァティブをとって多くのモデルプロジェ クトが実施され、保育においても様々なモデ ルが試された。そこでは小学校への5歳児入 学も議論された。就学前クラス(Vorklasse) は5歳児用のものであり、ベルリン、ハンブ ルク、ニーダーザクセン州等にある。入学準 備課程(Eingangsstufe)は5,6歳児用 の2年 間の課程でヘッセン州にある。これらの施設 に通う5歳児は全5歳児に対する割合でみる と約5%である。そのほかにドイツの伝統的な 施設で学校幼稚園(Schulkinder- garten) がある。これは就学年齢に達してはいても就 学に必要な発達的要件をまだ満たしていな いとされる子どもが通うもので1年間であ る。これは州によっては就学前クラス、入学 前クラス(Vorklasse)、準備クラス(Vorberei tungklasse)、育成クラス(F*rder-klasse) などとよばれる。背景には、小学校入学年齢 を柔軟に考え、小学校における留 年や入学 延期が特殊なものとされていないドイツの 伝統があるといわれる。特殊幼稚園(Sonderk indergarten)は障害のある子どものための 施設であり、バイエルン州では特殊学校の学 校準備施設(Schulvorbereitende Einrichtu ng)になる。

これらの伝統的なものと並んで、年齢の垣根を越え、既成の施設の枠を越えた総合的保育施設とでもいうべきものがある。0~6歳児用とか、3~12歳児用とかといった、保育所、幼稚園、学童保育所の3機能を合体させてーヶ所に設けたもので、児童通園施設とか乳幼児・児童保育センターともよばれ、通常KITA(Kindertagesst*tte)と称している。ベルリンでは保育施設はKITAに収斂していく動きが強い。保育所も幼稚園も学童保育所も同じ省が所管しているドイツでは、3機能を合体した運営に管轄上の支障はあまりない。むし

る、保育所や学童保育所の不足が言われ、幼稚園全入が至上命題となった現在、既存の施設、人員の活用ができる利点があり、KITAへの関心は明らかに高い。現在のところ、KITAという言葉の用いられ方は様々であり、本来は保育施設の3機能を合体したものであるが、幼稚園の意味で用いられたり、全日保育施設を指していたりすることも見受けられる。

まず保育所であるが、これは3歳までの子 どものための全日保育施設である。前述した ように、旧東ドイツ地域ではかなり普及して いるが、旧西ドイツ地域ではその不足が目立 ち、対象年齢児の3%という提供定員数(1994 年)は、とても需要を満たしてはいない。普及 しない背景には、乳幼児は家庭で親の世話を 受けるのが最善であるという伝統的な考え があり、保育政策上あまり肯定的な立場を得 られていないとされることに加えて、育児休 暇、育児手当の普及がある。しかしながら、就 業を続ける親にとっては何らかの保育援助 態勢は不可欠であり、保育所に加えて、両親 たちが自主的に作る保育グループの活躍が 目立つ。その他、家庭での保育ママ(Tagesmut ter)による保育、個人的な援助等、多様な方 法が存在することがこの年齢児の保育態勢 の特徴である。

幼稚園は主に3歳から6歳までの子どものための保育施設であり、ドイツでは福祉担当省が所管している。子どもの社会性の涵養を課題とし、自立、共同、協力する力を育てることをめざす。加えて、子どもの社会的、発達的条件で不利な点があればそれの平等化をめざすということ、また、両親を支援するということも課題である。入園は自由意思であるが、保護者は収入に応じて費用を払う。それは、幼稚園の経営者が私立の福祉団体(たと

えば、ドイツ新教社会奉仕団、労働者福祉連盟、ドイツ赤十字社、ドイツカリタス連盟、その他)であろうと、自治体であろうと同じである。公立、私立とも自治体から補助金を得る。

園の経営費用を払うのは、州、自治体、両親、その他の財源(教会税、経営主体独自の財源、寄付金など)である。両親負担の額は、親の収入、子どもの年齢、全日保育か半日保育かなどによって異なる。大体総費用の20%程度である。

幼稚園の開園時間も様々である。午前中か、午後2時頃(昼休みの中断を含む)までか、全日(昼の時間も継続する)かが多い。同じ園で子どもにより終了時間が多様なものもある。半日保育が多数を占める中、全日保育を希望する声が多く、しだいに全日保育が増える傾向にある。

学童保育所は6~14歳の子どものための福 祉施設であるが、実際には6~10歳の子どもを 多く扱っている。ドイツの学校時間は他のヨ ーロッパ諸国に比べても短い。「半日学校」の 長い伝統があるにもかかわらず、児童のため の午後の施設整備は進んでいない。旧西ドイ ツでの1986年の統計では6~10歳児の4.4%に あたる定員しか提供されていなかった。この 場合、地域差が大きく、保育所と同様に学童 保育所も大都市に多い。就学児童を持つ母親 の就業率の上昇により、学童保育所の不足は 近年大きな議論を呼ぶテーマとなっている。 子どもは家庭が世話をすべしという伝統的 な考えは、急速に進む現実社会の変化や、国 民の就業観や人生観の変化に適応できなく なっている。

幼稚園入園を権利として要求できるとしたことに関連して、学童保育所に対しても同様の考えについての議論が始まった。ただし、就学児童の場合には学童保育所以外にも

いくつかの選択肢がある。たとえば、年齢混合の児童通園施設(KITA)、学校や幼稚園の施設を利用したもの、民間奉仕団体の提供するものなどである。

これらの他に、両親自助グループ(Eltern-Selbsthilfegruppen)による保育活動があ る。自主管理幼稚園や、両親-子どもグルー プ、小さな親子クラブ、親子協会、母親セン ターなどであり、両親がイニシァティブをと って成立したものである。保育所などの不足 がこの種のグループを生じさせるわけであ るが、それだけではなく、親たちの望む保育 を実現させようという動機や、親同士の交流 の場を求めるという動機も背景にある。連邦 中至る所にみられるが、ベルリンは特にこの 動きが盛んで1994年で約460のグループが登 録されているといわれる。登録されると青少 年福祉協会などから財政的支援を受けるこ とができる。近年、自助グループと既存の保 育施設との協力活動を進めることが重要な 課題となってきている。

乳幼児の保育を一方で支えているのが家 庭託児保育(Familientagespflege)である。 これは保育園などの施設ではなく、保育ママ などの家庭で保育するものである。法的に支 えられた保育ママによる家庭保育というや り方は、ドイツでは決して長い伝統のあるも のではない。1970年代以降、多くの議論を経 て、3歳以下の子どもを家庭で保育すること は保育園等の施設保育と同等であり、二者択 一であると確認された。保育ママは役所の許 可を必要とせず、資格も要求されていない。 直接に両親と交渉して仕事をする。ゆえに、 保育ママの質の確保、労働者としての地位の 安定など課題もあるが、家庭で乳幼児を育て るという環境的利点は認められている。家庭 託児保育の団体に州が補助金を出している

ところもある。

0~14才の子どものための保育施設の概観 を(表1)に示す。

保育所、幼稚園、学童保育所の定員、その該 当年齢児における割合、設置者の公私の別を (表2)~(表10)に示す。

4.保育者

ドイツの保育施設で働く保育者の教育や 資格は様々である。資格や養成課程に連邦で 統一した決まりはないが、保育士(Erzieheri n/Erzieher)が保育施設における最大の勢力 である。保育者養成教育は児童青少年福祉 にかかわる仕事に携わる人材を養成する教育の中に広く組み込まれている。

保育施設従事者の資格の各施設での割合、 それらの資格を得る学校や教育の内容、学校 での授業科目などを(表11)~(表13)に示す。

(表12)に示した様々な職業教育の課程は、 組織上も構造上も内容上もお互いに関わり がない。別の職業資格を得たいと思えばその 都度その教育課程を終了しなければならな い。この10年来、この教育構造は専門家の批 判するところとなっている。現実にそれぞれ の教育の境界が明確であると、他の資格の学 校への移行や、継続教育を受ける可能性を狭 めてしまう。その結果、今日では仕事の分野 によって明白にヒエラルキー構造が出来上 がっている。どの職業教育の終了資格を持つ かによって、到達できる仕事や地位、報酬が 決まる。教育課程のより高いものを望む人が いるのは、そうすればするほど仕事の可能性 も広がり、現場での地位も高くなることを知 っているからである。専門家たちの間では、 保育に関する教育の全体的見直し、内容的な 調整、職業教育と継続教育の関連、相互交流 のある流動的なシステムの構築などが話し

合われている。改革のための提言として、たとえば、一つの職業教育の場で段階的に資格を得ることのできる制度や、様々な科目の互換性を基礎に置いた継続教育の見直しなどが言われている。

現実の制度をみると、これらの職業教育に おいて連邦の16州をその支配下に置く単一 の規則というものはない。それぞれの州が独 自の州法において教育課程について定めて いる。この状況は1990年以来、旧東側の各州 にも該当することになった。旧東ドイツにお いては、子どもにかかわる保育関係の職業教 育は明白に他の教育と分けられ、単一で組織 されていた。つまり、保育所教師、幼稚園教 師、学童保育所教師と別々の職業教育の場が 設けられていた。ただ、学童保育所教師は制 限つきであるが小学校の授業をする資格を 持っていた。統一の過程で、この職業教育の 制度は旧西ドイツの構造に適合することと なり、今日、どの州においても、保育所、幼稚 園、学童保育所といった単一の職場にのみ限 定された職業教育は存在しない。終了した学 校の種類による職場での序列化を指摘され ることはあっても、すべて保育に関する職業 教育課程は、広い分野に適応することをめざ して、他の教育的、社会教育的分野で働く資 格をも共通して与えている。

職業教育に関する協議は、連邦レベルでは 連邦-州-委員会(Bund-Lander-Kommission,B LK)において全体的な枠組みが取り決められ るが、それは各州特有の事情に対応できる余 地を多く残すものである。州の関係では州の 文部大臣が集う会議(Kultusminister-konf erenz,KMK)がある。

参考文献

Bundesministerium f*r Familie, Seniore n, Frauen und Jugend, 1997 Die Familie im Spiegel der amtlichen Statistik.

Bundesministerium fur Familie, Seniore n, Frauen und Jugend, 1996 Kinder in Tageseinrichtungen und Tagespflege.

Bundesministerium für Familie, Seniore n, Frauen und Jugend, 1996 Kinder- und Jugendhilfegesetz (Achtes Buch Sozialge setzbuch)

Bundesministerium für Familie, Seniore n, Frauen und Jugend, 1998 Statistische A ngaben zur Tagesbetreuung von Kindern i n der Bundesrepublik Deutschland.

David, T. 1993 Educational Provision f or our Youngest Children: European Pers pectives. Paul Chapman

Deutsches Jugendinstitut e.v. 1998 Ta geseinrichtungen für Kinder Pluralisier ung von Angeboten.

小宮山潔子 1997「主要国の保育の現状ート イツ」、「ドイツの保育の課題-東西統一後の変動する保育の実情について」日本保育学会編『諸外国における保育の現状と課題』世界文化社

Oberhuemer, P. & Ulich, M. 1997 Kinderb etreuung in Europa-Tageseinrichtungen und padagogisches Personal. Beltz

Statistisches Bundesamt 1994 Soziall eistungen (Fachserie 13) Tageseinricht ungen und Tagespflege.

(表1) 0~14歳の子どものための保育施設

1994 年の数字。連邦統計局 1996

施設	子どもの年齢/	DHERUGIN	経営主体	所管
	対象年齢児に対			
1	する供給の割合			
保育園	0~3歳	全日保育	公立	社会, 青少年
			あるいは	担当省
	3歳以下の子ど		私立	ほか類似の省
	もの6.3%が			
	入園できる数			
幼稚園	3~6歳	多様である	私立	社会,青少年
		午前保育	あるいは	担当省
	3~6歳児の	昼の中断を含	公立	ほか類似の省
	90.7%が人	んで14時頃まで		
	園できる数	全日保育	,	
		など		
年齡混合児童	4ヶ月~6歳	大部分全日保育	私立	社会,青少年
通園施設	(ノルトライ		あるいは	担当省
(KITA)	ン-ウェストフ		公立	ほか類似の省
	アーレン)			
	3~12歳			
	(モデル施設)			
就学前クラス/	5歳	午前中	公立	教育省
学校幼稚園	就学前クラス		(バイエルンと	ほか類似の省
	1.7%(1990 年		バーデン-ヴェ	
	旧西ドイツ)		ルテンベルクを	
	学校幼稚園		除く)	
	1.7%(1990年			
	旧西ドイツ)			
学童保育所	6~10歳ないし	下校後	公立	社会,青少年
	6~12/14 歳	(時に登校前)	あるいは私立	担当省
	م دمالت م	通常 17:00 まで		ほか類似の省
	6~10歳の			
	11.6%			
	6~12歳の		ļ	
1212230 117 117 - 100	7.9%	Authorization 1. The		SLA SUSTE
家庭託児保育	0~3歳	個別交渉による		社会,青少年
(保育ママ)	(時にはもう少			担当省
	し年長児も)			ほか類似の省
	0~3歳児の			
	1.8% (1990 年, 旧西ドイツ)			
	1 D4 D1 K 7 17 1	1	1	1

(山地) Oberhuemer/Ulich (1997) 『Kinderbetreuung in Europa』 Beltz S. 88

(表2) 1980~1994年 各州別保育所定員数 (KITAを含む)

(背少年援助統計による)

州。	1980	1986	1990	1991	1994
バーデン-ヴュルテンベルク	2,990	3,442	3,881	31.4.	4,318
バイエルン	3,401	3,004	3,414		4,136
ベルリン					24,805
西ベルリン	9,469	10,814	11,764		12,039
東ベルリン				28,698	12,766
ブランデンブルク				49,941	21,292
ブレーメン	79	142	390		1,218
ハンブルク	3,923	4,130	4,699		5,655
ヘッセン	1,872	2,240	3,333		3,946
メクレンブルク-		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		30,584	11,507
フォアポンメルン					ŕ
ニーダーザクセン	1,540	1,841	3,960		3,909
ノルトライン-	1,956	1,816	5,115		8,884
ヴェストファーレン					
ラインラント-プファルツ	519	408	696		1,186
ザールラント	164	115	259		545
ザクセン				69,014	23,592
ザクセン-アンハルト				36,086	19,553
シュレスヴィヒ-	191	401	642		1,228
ホルスタイン					
テューリングン				40,957	14,979
ドイツ全体			and the second		150,756
旧西ドイツ地域	26,104	28,353	38,153		47,064
旧東ドイツ地域と				255,280	103,689
東ベルリン					

(出典) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (1998)

(表3) 1980~1994年 各州別年齢対象児 100 人に対する保育園定員の割合

(K1TAを含む) (青少年援助統計による)

Section 1 in the section is	1980	1986	1990	1991	1994
バーデン-ヴュルテンベルク	1.1	1.2	1.1		1.2
バイエルン	1.0	0.9	0.9		1.0
ベルリン	****				28.7
西ベルリン	18.6	19.8	17.9		19.1
東ベルリン				70.1	54.4
ブランデンブルク				64.6	54.1
プレーメン	0.5	0.9	2.0		6.4
ハンブルク	10.4	11.0	9.8		11.9
ヘッセン	1.2	1.5	1.8		2.1
メクレンブルク-				50.0	39.0
フォアポンメルン					
ニーダーザクセン	0.7	0.9	1.6		1.5
ノルトライン-	0.4	0.4	0.9		1.5
ヴェストファーレン					
ラインラント-プファルツ	0.5	0.4	0.5		0.9
ザールラント	0.6	0.4	0.8		1.7
ザクセン				51.9	32.8
ザクセン-アンハルト				43.4	42.9
シュレスヴィヒ-	0.3	0.6	0.7		1.4
ホルスタイン					
テューリンゲン				54.0	36.4
ドイツ全体	10 m (10 m)	(4) (1) (1) (2) (4)			6.3
旧西ドイツ地域	1.5	1.6	1.8		2.2
旧東ドイツ地域と				58.2	41.3
東ベルリン					

(出典) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (1998)

(表4) 1990~1994年の保育所(KITAを含む)の経営主体の割合 (%)

(青少年援助統計による)

33.000	月1990年位于	(1991) [[1] [[1]]	14 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	94 ************************************
	旧西ドイツ	旧東ドイツと	旧西ドイツ	旧東ドイツと
		東ベルリン		東ベルリン
公立	49.17	96.95	52.85	81.54
私立	48.71	3.05	47.15	18.46
個人	2.12			

(出典) Bundesministerium für Familie, Scnioren, Frauen und Jugend (1998)

(表 5) 1980~1994 年 各州別幼稚園定員数 (KITAを含む)

(青少年援助統計による)

THE WARRENCE WITH THE REAL PROPERTY OF THE	1980	1986	1990	1991	1994
バーデン-ヴュルテンベルク	302,466	308,936	336,039		395,714
パイエルン	218,427	238,329	263,666		366,473
ベルリン					88,206
西ベルリン	26,988	34,618	39,037		38,991
東ベルリン				63,089	49,215
ブランデンブルク				130,056	93,814
ブレーメン	10,897	13,238	13,367		15,032
ハンブルク	20,849	20,169	21,968		28,964
ヘッセン	152,807	144,757	153,526		176,578
メクレンブルク-		-		87,772	65,491
フォアポンメルン					
ニーダーザクセン	117,477	121,886	150,830		198,741
ノルトライン-	375,491	377,225	407,799		450,615
ヴェストファーレン					
ラインラント-プファルツ	102,754	110,698	117,040		144,938
ザールラント	29,721	29,181	30,537		33,873
ザクセン				199,551	157,243
ザクセン-アンハルト				106,489	93,106
シュレスヴィヒ-	35,831	39,346	49,813		68,904
ホルスタイン					
テューリンゲン				126,349	93,996
ドイツ全体	1.440	gan a see ngaa		e Mga Mga atti Mesir	2,471,688
旧西ドイツ地域	1,393,708	1,438,383	1,583,622		1,918,823
旧東ドイツ地域と				713,306	552,865
東ベルリン					

(出典) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (1998)

 ${\tt \llbracket Statistische\ Angaben\ zur\ Tagesbetreuung\ von\ Kindern\ in\ der\ Bundesrepublik\ Deutschland} {\tt \rrbracket}$

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				74FT 1 4 6 7
州 "	1980	₩1986	1990	∜ 1991	** <u>1994</u>
バーデン-ヴュルテンベルク	92	90	90	_	92
バイエルン	58	59	62	-	76
ベルリン	-	_	_	-	70
西ベルリン	47	55	56		-
東ベルリン	-	_	_	101	-
ブランデンブルク	_	-	-	106	97
プレーメン	53	68	65	_	66
ハンブルク	48	46	45	_	51
ヘッセン	82	78	78		78
メクレンブルク-	_	_		90	89
フォアポンメルン					
ニーダーザクセン	47	49	57		64
ノルトライン-	66	66	64		63
ウェストファーレン					
ラインラント-プファルツ	85	86	84	_	90
ザールラント	90	82	82	_	84
ザクセン	_	_	_	99	98
ザクセン-アンハルト	_	-	-	84	92
シュレスヴィヒ-	42	46	55	_	65
ホルスタイン					
テューリングン	-	_	_	107	102
ドイツ全体	4.4			· i - +3/200	77
旧西ドイツ地域	67	68	69		73
旧東ドイツ地域と	_	-		98	96
東ベルリン					

(出地) Bundesministerium für Familie, Scnioren, Frauen und Jugend (1998)

(表 7) 1990~1994 年の幼稚園 (KITAを含む) の経営主体の割合 (%) (青少年援助統計による)

14.2 (APP) (APP) (APP) (APP)	河流 31990 排 8	14. 44/1991 (1984)	自然中国中华的19	94 wax
	旧西ドイツ	旧東ドイツと	旧西ドイツ	旧東ドイツと
		東ベルリン		東ベルリン
公立	30.75	94.90	34.22	78.96
私立	68.80	5.10	65.78	21.04
個人	0.45			

(山地) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (1998)

 ${\tt \llbracket} {\tt Statistische \ Angaben \ zur \ Tagesbetreuung \ von \ Kindern \ in \ der \ Bundesrepublik \ Deutschland \, {\tt \rrbracket}$

(表 8) 1980~1994 年 各州別学童保育所定員数 (KITAを含む)

(背少年援助統計による)

[1000] [1000] [1000] [1000] [1000] [1000] [1000]	1980	1986	1990	1991	1994
バーデン-ヴュルテンベルク	10,404	11,947	11,859		13,125
バイエルン	19,534	19,431	21,454		24,990
ベルリン					38,279
西ベルリン	15,734	17,920	22,542		22,392
東ベルリン					15, 887
ブランデンブルク				91,224	93,830
ブレーメン	2,673	588	3,499		4,044
ハンブルク	9,214	9,338	10,441		12,703
ヘッセン	15,355	11,581	16,012		17,700
メクレンブルク-				48,704	49,692
フォアポンメルン					
ニーダーザクセン	5,990	6,507	9,280		10,091
ノルトライン-	21,646	20,291	25,245		29,950
ヴェストファーレン					
ラインラント-プファルツ	1,906	2,010	3,683		5,013
ザールラント	517	637	814		997
ザクセン				106,932	121,925
ザクセン-アンハルト					1,071
シュレスヴィヒ-	2,700	2,624	3,960		4,770
ホルスタイン					
テューリンゲン					2,100
ドイツ全体					430,280
旧西ドイツ地域	105,673	102,874	128,789		145,775
旧東ドイツ地域と				246,860	284,505
東ベルリン					

(出典) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (1998)

 ${\tt Statistische\ Angaben\ zur\ Tagesbetreuung\ von\ Kindern\ in\ der\ Bundesrepublik\ Deutschland} {\tt Journal Bundesrepublik$

(表9) 1980~1994 年 各州別対象年齢児 100 人に対する学童保育所定員の割合

(背少年援助統計による)

	1980	1986	19	90	19	91	- 19	94 🖖 🕼
バーデン-ヴュルテンベルク			IJ	2)	1)	2)	1)	2)
	1.0	1.6	1.5	2.9			1.4	2.8
バイエルン	1.7	2.2	2.4	4.5			2.4	4.8
ベルリン							12.7	24.9
西ベルリン	10.1	13.8	15.2	29.3			13.9	27.3
東ベルリン							11.3	22.2
ブランデンブルク					30.9	61.9	32.1	65.6
ブレーメン	4.1	1.3	7.6	15.1			8.3	16.3
ハンブルク	6.8	9.8	9.9	19.6			10.9	21.2
ヘッセン	2.8	2.8	3.6	7.2			3.7	7.2
メクレンブルク-								
フォアポンメルン					20.9	42.4	22.3	45.3
ニーダーザクセン	0.7	1.1	1.6	3.1			1.5	3.0
ノルトライン-								
ヴェストファーレン	1.2	1.6	1.8	3.6			2.0	3.9
ラインラント-プファルツ	0.5	0.7	1.2	2.4			1.4	2.8
ザールラント	0.5	0.8	1.0	1.9			1.1	2.2
ザクセン					21.9	44.5	25.8	52.9
ザクセン-アンハルト							0.4	0.7
シュレスヴィヒ-								
ホルスタイン	0.9	1.3	2.0	3.9			2.2	4.2
テューリングン							0.8	1.6
ドイツ全体		3.00	和福州		10 (4) (4)	2014163	√5.9	11.7
旧西ドイツ地域	1.6	2.2	2.6	5.0	terististas en la cida		2.6	5.1
旧東ドイツ地域と					24.3	49.1	16.7	34.1
東ベルリン								

- 1) 6~14 歳児 100 人に対する割合
- 2) 6~10 歳児 100 人に対する割合

(出典) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (1998)

(表 1 0) 1990~1994 年の学童保育所 (KITAを含む) の経営主体の割合 (%) (青少年援助統計による)

SERVED BY VICE	海绵 1990 新疆	学 34 1991 岩岭华	和学生的对外的19	94 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	旧西ドイツ	旧東ドイツと 東ベルリン	旧西ドイツ	旧東ドイツと
		東ベルリン		東ベルリン
公立	51.73	98.97	56.41	91.68
私立	47.75	1.03	43.59	8.32
個人	0.52			

(出典) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (1998)

(表11) 保育施設で働いている人々の職業教育 1),2) (1994)

	,	·		·	Y	
職業教育	保育所	幼稚園	学童保育	保育施設	そのうち	養護施設
資格/職場	(0~3 歳)	(3 歳~就	所	全体	統合施設	3)
•		学の始期)	(6~15		と障害児	
			歳)		施設	
保育助手	14.1%	15.9%	3.6%	5.9%	8.4%	1.9%
保育士	51.9%	53.9%	67.8%	63.6%	55.3%	32.8%
社会教育	1.9%	1.8%	3.1%	1.7%	3.9%	13.0%
士、養護教						
育士						
単科大学	1.0%	1.1%	5.9%	1.1%	2.3%	8.9%
終了の教						
育学士、心						
理学士 4)						
医学、療法	6.1% 6)	0.9%	0.6%	2.1%	3.1% 6)	4.5% 6)
学士 5)						
その他の	11.2%	6.0%	7.5%	13.7%	9.8%	21.9%
職業 7)						
現在教育	4.3%	8.3%	4.9%	3.1%	6.3%	5.7%
中						
無資格	9.4%	12.1%	6.7%	8.6%	10.9%	11.3%
総数	5,673	204,979	19,959	364,868	58,115	70,483
そのうち						
フルタイム	67.8%	61.5%	44.5%	67.5%	63.2%	72.7%
女性 8)	99.0%	98.7%	94.4%			

- 1) 連邦統計局の人員構成調査 (1994年12月31日現在) による。
- 2) ここでは新旧連邦各州のデータをひとまとめにしている。
- 3) 障害児ハイムを含む。
- 4) 医者は医学士、療法士資格に含めるので、除く。
- 5) ここには以下のものも含めている:養護教師、養護保育士、養護保育助手、心理療法士、 医師、小児看護婦、病児保育士、病児保育助手、看護婦、看護保育士、理学療法士、言 語治療士など。
- 6) 主力は小児看護婦。
- 7) ここには教育学、社会学、社会教育学、医学、療法学以外の教育を受けた人々をすべて まとめてある。主として施設運営の財政的、技術的側面を担う人々である。
- 8) この割合は主たる勤務が保育施設である人々をまとめたものである。

(出典) Oberhuemer/Ulich (1997) 『Kinderbetreuung in Europa』 Beltz S. 93

(表 1 2) 職業教育と職場 注:この表では保育施設での主力 3 職種について示した。 その他の職種については(表 1 1) 参照。

その他の職種については(表11) <i>を</i>					
職名	職業教育構造/修了資格	職場			
保育助手	資格の前提:	保育施設			
	9年間の学校教育終了ないし同等の学力が	一保育所			
Kinderpflegerin /	あると認められた者。	—幼稚園			
V:t	教育:	一学童保育所			
Kinderpfleger	通常 2 年間の職業専門学校	(助手として)			
	資格:	さらに社会教育的、社			
	州認定の保育助手資格	会福祉的職場			
保育士	資格の前提:	幼稚園			
	―少なくとも 18 歳	保育所			
Erzicherin /	一通常中等教育終了(10 年間の就学後)な	早期育成施設			
	いし同等の学力があると認められた者	両親がイニシアティブ			
Erzieher	一職業実践の経験。たとえば1~2年間の実	をとる施設			
	習経験。あるいは職業教育修了。あるいは何年	学童保育所			
	かの職業活動ないし同等のもの。	青少年余暇センター			
	―専門アヴィトゥアもしくはアヴィトゥア	青少年連盟活動			
	を取得した 12~13 年間の学校教育	児童青少年障害者施設			
	―長年自立して少なくとも一人の子どもの	保養所・ユースホステ			
	いる家庭の家事をした経験	ル			
	一社会教育や社会福祉の分野での 2 年間の	病院の小児病棟			
	学校教育(社会活動に関する職業専門学校、社	学校の寄宿舎			
	会活動助手資格)	児童養護施設			
	教育: 通常 3 年間。2 年間の社会教育専門学校	育児援助施設			
	(バイエルンは社会教育専門アカデミー)+1	福祉の家			
	年間の現場実習(すべての州というわけではな	社会教育的児童青少年			
	い)。パートタイム (定時制) 教育可。コレー	援助相談			
	ク (補習高等専門学校) (ノルトライン-ウェス				
	トファーレン)では加えてアヴィトゥア資格の				
	ために1年間長い。				
	資格: 州認定の保育士資格				
社会教育士	資格の前提:	初等領域			
	一専門単科大学で学ぶ資格(ギムナジウムか	青少年援助			
Sozialpädagogin /	専門上級学校の12年間の課程ののち)	家族援助			
	一社会的、社会教育的施設での2~3ヶ月の	表 養 護 教育			
Sozialpädagoge	実習	余暇指導			
	教育:4~4.5年間。8ゼメスター(+1試験	中毒救済			
	ゼメスター)と2ゼメスターの実習か、職場実	一般的な社会福祉			
	習の入った7~8ゼメスター。教育は専門単科	健康和談			
	大学ないしゲザムトホッホシューレ。	障害者福祉			
	資格:州認定の社会教育士資格ないしソーシ	老人福祉			
	ャルワーカー資格(連邦統一の職業資格はな				
	(V)				
L	I	L			

(出典) Oberhuemer/Ulich (1997) 『Kinderbetreuung in Europa』 Beltz S. 94

(表13) 授業内容:2年間の学校教育の教科と時間数 (バイエルン州の場合)

記修科目 数音字 (160) 心理学 (160) 心理学 (160) 心理学 (160) 社会学 (80) ドイツ語 (160) で 社会科 (80) 後護教育学 (120) 文学とメディア教育学 (120) 文学とメディア教育学 (120) 大学学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	N MACH ET	14/4-1/	
社会学 (80) ドイツ語 (160) ~ 社会科 (80) 健康教育を含む生物学 (80) 養護教育学 (120) 文学とメディア教育学 (120) 法律学 (80) 宗派学や倫理学を含む神学/宗教教育学 (120) 実習と方法学習 (320) 美術 (160) 工作 (160) 音楽 (160) リトミック (40) 体育 (160) 社会教育学演習 (大部分実習の形式) (400) 選択必修科目 (合計 240 時間)	必修科目	教育学 (160)	
ドイツ語 (160) ~ 社会科 (80) 健康教育を含む生物学 (80) 養護教育学 (120) 文学とメディア教育学 (120) 法律学 (80) 宗派学や倫理学を含む神学/宗教教育学 (120) 事門実習必修科目 実習と方法学習 (320) 美術 (160) 工作 (160) 音楽 (160) リトミック (40) 体育 (160) 社会教育学演習 (大部分実習の形式) (400) 選択単1 (合計 240 時間) の		1	
世会科 (80) 健康教育を含む生物学 (80) 養護教育学 (120) 文学とメディア教育学 (120) 文学とメディア教育学 (120) 法律学 (80) 宗派学や倫理学を含む神学/宗教教育学 (120) 実習と方法学習 (320) 美術 (160) 工作 (160) 百楽 (160) 社会教育学演習 (大部分実習の形式) (400) 選択群1		· ·	
健康教育を含む生物学 (80) 養護教育学 (120) 文学とメディア教育学 (120) 法律学 (80) 宗派学や倫理学を含む神学/宗教教育学 (120) 美術 (160) 工作 (160) 音楽 (160) リトミック (40) 体育 (160) 社会教育学演習 (大部分実習の形式) (400) 選択単1 演習 一宗教教育学 一実習と方法学習 一実習と方法学習 一実習と方法学習 一実器を含む音楽 一遊戯 一脚遊び 一リトミック 選択科目 専門単科大学卒業のための授業科目 一英語 (160) 一生物学 (80)			
養護教育学 (120) 文学とメディア教育学 (120) 法律学 (80) 宗派学や倫理学を含む神学/宗教教育学 (120) 実習と方法学習 (320) 美術 (160) 工作 (160) 音楽 (160) リトミック (40) 体育 (160) 社会教育学演習 (大部分実習の形式) (400) 選択必修科目 (合計 240 時間) 選択群 1			
文学とメディア教育学 (120) 法律学 (80) 宗派学や倫理学を含む神学/宗教教育学 (120) 専門実習必修科目 実習と方法学習 (320) 美術 (160) 工作 (160) 日本 (160)		健康教育を含む生物学 (8	0)
法律学 (80) 宗派学や倫理学を含む神学/宗教教育学 (120) 専門実習必修科目 実習と方法学習 (320) 美術 (160) 工作 (160) 百楽 (160) リトミック (40) 体育 (160) 社会教育学演習 (大部分実習の形式) (400) 選択単2 演習 一文学とメディア教育学 一支部と方法学習 一美術、工作 一奏被教育学 一美術、工作 一条被教育学 一条被教育学 一条被教育学 一条正成 一身近び 一リトミック 専門単科大学卒業のための授業科目 中期近び 一 リトミック 東西・大学・ (80) 一 大学 (80)		養護教育学 (120)	
京派学や倫理学を含む神学/宗教教育学 (120) 専門実習必修科目 実習と方法学習 (320) 美術 (160) 工作 (160) 音楽 (160) リトミック (40) 体育 (160) 社会教育学演習 (大部分実習の形式) (400) 選択必修科目 (合計 240 時間)		文学とメディア教育学 (12	0)
専門実習必修科目 実習と方法学習 (320) 美術 (160) 工作 (160) 音楽 (160) リトミック (40) 体育 (160) 社会教育学演習 (大部分実習の形式) (400) 選択必修科目 (合計 240 時間) 選択群 1		法律学 (80)	
美術 (160) 工作 (160) 音楽 (160) リトミック (40) 体育 (160) 社会教育学演習 (大部分実習の形式) (400) 選択必修科目 (合計 240 時間)		宗派学や倫理学を含む神学/宗教教育学 (120)	
工作 (160) 音楽 (160) リトミック (40) 体育 (160) 社会教育学演習 (大部分実習の形式) (400) 選択必修科目 (合計 240 時間)	専門実習必修科目	実習と方法学習 (320)	
音楽 (160) リトミック (40) 体育 (160) 社会教育学演習 (大部分実習の形式) (400) 選択必修科目 (合計 240 時間) 選択群 1 一宗教教育学 一文学とメディア教育学 一実習と方法学習 (本育		美術 (160)	
リトミック (40) 体育 (160) 社会教育学演習 (大部分実習の形式) (400) 選択群 1 選択群 1 選択群 2 演習 一文学とメディア教育学 一実習と方法学習 一美術、工作 一養護教育学 一次器を含む音楽 一遊戯 一側遊び 一リトミック 選択科目 専門単科大学卒業のための授業科目 一英語 (160) 一生物学 (80)		工作 (160)	
体育 (160) 社会教育学演習 (大部分実習の形式) (400) 選択必修科目 (合計 240 時間) 選択群 1 選択群 2 演習 一 文学とメディア教育学 一 文学とメディア教育学 一 支護教育学 一 大部 一 本部 一 本部 一 東郡 (160) 一 生物学 (80)		音楽 (160)	
社会教育学演習(大部分実習の形式) (400) 選択必修科目 (合計 240 時間) 選択群 1 選択群 2 演習 一文学とメディア教育学 一文学とメディア教育学 一美術、工作 一奏複教育学 一楽器を含む音楽 一遊戯 一脚遊び 一リトミック 専門単科大学卒業のための授業科目 一英語 (160) 一生物学 (80)		リトミック (40)	
選択必修科目 (合計 240 時間)		体育 (160)	
(合計 240 時間)			
一宗教教育学 一文学とメディア教育学 一実習と方法学習 一美術、工作 一後教育学 一楽器を含む音楽 一連戯 一脚遊び 一リトミック 専門単科大学卒業のための授業科目 一英語 (160) 一生物学 (80)	選択必修科目	選択群 1	選択群 2
一実習と方法学習 ―美術、工作 一義護教育学 ―作育 一楽器を含む音楽 ―遊戲 一脚遊び ―リトミック 選択科目 専門単科大学卒業のための授業科目 一英語 (160) ―生物学 (80)	(合計 240 時間)	演習	演習
一義護教育学 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――		一宗教教育学	一文学とメディア教育学
一楽器を含む音楽 一遊戯 一脚遊び 一リトミック 選択科目 専門単科大学卒業のための授業科目 一英語 (160) 一生物学 (80)		一実習と方法学習	一美術、工作
一遊戯 一脚遊び 一リトミック 選択科目 専門単科大学卒業のための授業科目 一英語 (160) 一生物学 (80)		一義護教育学	体育
一脚遊び 一リトミック 選択科目 専門単科大学卒業のための授業科目 一英語 (160) 一生物学 (80)		-	―楽器を含む音楽
一脚遊び 一リトミック 選択科目 専門単科大学卒業のための授業科目 一英語 (160) 一生物学 (80)			
選択科目 専門単科大学卒業のための授業科目 一英語 (160) 一生物学 (80)			
選択科目 専門単科大学卒業のための授業科目 一英語 (160) 一生物学 (80)			
——英語 (160) ——生物学 (80)	選択科目	専門単科大学卒業のための授	·
		•	
一数学 (240)		一生物学 (80)	
		一 数学 (240)	
以下合計で 240		以下合計で 240	
一楽器		一楽器	
一家政学		一家政学	
一メディア教育学		―メディア教育学	
一話し方教育		一話し方教育	
		一フランス語	

(出典) Oberhuemer/Ulich (1997) 『Kinderbetreuung in Europa』 Beltz S. 97